

岩手県農業再生協議会事務処理規程

平成 16 年 4 月 13 日制定
平成 17 年 4 月 12 日一部改正
平成 18 年 4 月 12 日一部改正
平成 18 年 12 月 19 日一部改正
平成 19 年 4 月 11 日一部改正
平成 20 年 4 月 11 日一部改正
平成 20 年 12 月 16 日一部改正
平成 21 年 4 月 13 日一部改正
平成 21 年 8 月 6 日一部改正
平成 22 年 4 月 21 日一部改正
平成 23 年 4 月 1 日全部改正
平成 23 年 10 月 3 日一部改正
平成 24 年 12 月 17 日一部改正
平成 25 年 2 月 20 日一部改正
平成 25 年 5 月 7 日一部改正
平成 26 年 2 月 20 日一部改正
平成 26 年 5 月 12 日一部改正
平成 27 年 2 月 13 日一部改正
平成 28 年 5 月 24 日一部改正
平成 29 年 5 月 29 日一部改正
平成 30 年 5 月 24 日一部改正
令和 2 年 5 月 29 日一部改正
令和 3 年 5 月 26 日一部改正

(目的)

第 1 条 この規程は、岩手県農業再生協議会（以下「県協議会」という。）における事務の取扱いについて必要な事項を定め、事務処理を適正、かつ、能率的に行うことを目的とする。

(事務処理の原則)

第 2 条 県協議会の事務処理に当たっては、迅速と正確を期し、かつ、機密を重んじ、常に関係者間の連絡に遺漏のないように努め、責任の所在を明らかにしておかなければならない。

(事務処理体制)

第 3 条 県協議会の事務処理は、次の各号に掲げる事務の区分ごとに、当該各号に掲げる事務責任者を置き、分担して行うものとする。

(事務の区分)	(事務分担組織 責任者)
(1) 経営所得安定対策等に係る事務	岩手県農林水産部の職員のうちから会長が任命する事務局次長
(2) 岩手県経営所得安定対策等推進事業に係る事務	岩手県農業協同組合中央会の職員のうちから会長が任命する事務局次長
(3) 耕作放棄地の再生利用に係る事務	一般社団法人岩手県農業会議の職員のうちから会長が任命する事務局次長
(4) 担い手の育成・確保に係る事務	岩手県農林水産部及び一般社団法人岩手県農業会議の職員のうちから会長が任命する事務局次長
(5) 収入減少影響緩和交付金に係る農業者の積立金に係る事務	一般社団法人岩手県農業会議の職員のうちから会長が任命する事務局次長
(6) 県及び市町村別の米の生産目安に係る事務	岩手県農林水産部の職員のうちから会長が任命する事務局次長
(7) 耕畜連携の推進に係る事務	岩手県農林水産部の職員のうちから会長が任命する事務局次長
(8) 施設園芸等燃油価格高騰対策事業に係る事務	岩手県農林水産部の職員のうちから会長が任命する事務局次長
(9) 産地パワーアップ事業に係る事務	岩手県農林水産部の職員のうちから会長が任命する事務局次長
(10) 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業に係る事務	岩手県農林水産部の職員のうちから会長が任命する事務局次長

2 前項の事務責任者は、当該事務の区分に係る岩手県農業再生協議会文書取扱規程第5条第1項の文書管理責任者又は当該事務の区分に係る岩手県農業再生協議会会計処理規程第8条第1項の経理責任者を兼務することができる。

(雑則)

第4条 実施しようとする事業の実施要綱その他の規程、岩手県農業再生協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月13日から施行する。